

事 務 連 絡  
平成 26 年 10 月 22 日

関係各位

厚生労働省保険局医療課

データの提出に遅延等が認められた保険医療機関におけるデータ提出加算の取扱いについて

標記について、地方厚生(支)局医療課長、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)長及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)長あて通知するとともに、別添関係団体等に協力を依頼しましたので、各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

公益社団法人日本医師会  
公益社団法人日本歯科医師会  
公益社団法人日本薬剤師会  
一般社団法人日本病院会  
公益社団法人全日本病院協会  
公益社団法人日本精神科病院協会  
一般社団法人日本医療法人協会  
公益社団法人全国自治体病院協議会  
一般社団法人日本慢性期医療協会  
一般社団法人日本私立医科大学協会  
一般社団法人日本私立歯科大学協会  
一般社団法人日本病院薬剤師会  
公益社団法人日本看護協会  
一般社団法人全国訪問看護事業協会  
公益財団法人日本訪問看護財団  
独立行政法人国立病院機構本部  
独立行政法人国立がん研究センター  
独立行政法人国立循環器病研究センター  
独立行政法人国立精神・神経医療研究センター  
独立行政法人国際医療研究センター  
独立行政法人国立成育医療研究センター  
独立行政法人国立長寿医療研究センター  
独立行政法人地域医療機能推進機構  
健康保険組合連合会  
全国健康保険協会  
公益社団法人国民健康保険中央会  
社会保険診療報酬支払基金  
警察庁長官官房給与厚生課  
総務省自治行政局公務員部福利課  
総務省自治財政局地域企業経営企画室  
財務省主計局給与共済課  
文部科学省高等教育局医学教育課  
文部科学省高等教育局私学行政課  
文部科学省初等中等教育局財務課  
防衛省人事教育局  
各都道府県後期高齢者医療広域連合  
大臣官房地方課  
医政局医療経営支援課  
労働基準局労災補償部補償課  
保険局保険課  
社会保険研究所  
公益財団法人日本医療保険事務協会

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長  
(公印省略)

データの提出に遅延等が認められた保険医療機関におけるデータ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）第1章第2部第2節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245 データ提出加算については、データの提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延等が認められた保険医療機関は、当該月の翌々月において当該加算が算定できないこととされているところである。

今般、下記の保険医療機関において、平成26年9月22日に提出すべき平成26年4月から6月分の再照会に係るデータの提出に遅延等が認められたため、平成26年11月のデータ提出加算を算定することができないことから、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

記

保険医療機関名	適用期間
神奈川県横浜市戸塚区戸塚町116 医療法人横浜柏堤会戸塚共立第1病院	平成26年11月1日から 平成26年11月30日まで
神奈川県厚木市温水118-1 医療法人沖縄徳洲会湘南厚木病院	
新潟県新潟市秋葉区東金沢1459番地1 下越病院	
大阪府岸和田市中井町1丁目12番1号 医療法人盈進会岸和田盈進会病院	
大阪府大阪狭山市半田5丁目2610-1 医療法人さくら会さくら会病院	
兵庫県神戸市須磨区大池町5丁目18番1号 高橋病院	

保険医療機関名	適用期間
愛媛県松山市大手町2丁目6番地5 松山市民病院	平成26年11月1日から 平成26年11月30日まで
長崎県平戸市鏡川町278番地 医療法人医理会柿添病院	
大分県別府市青山町7番52号 野口病院	